⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は介護保険料の減免を受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、一定の条件に該当する介護保険の第1 号被保険者の介護保険料の減免を実施していますので対象の方は申請してください。

対象者 次のいずれかに該当する第1号被保険者

- (1)新型コロナウイルス感染症により、属する世帯の主たる生計維持者(世帯の中で最も収入の高い方)が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)の減少が見込まれる次の(a)および(b)に該当する第1号被保険者
- (a) 事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の3割以上であること。
- (b)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

【次の場合は減免の対象外となります】

- ・令和元年分の所得において、主たる生計維持者または被保険者のいずれかに所得の未申告者が いる場合
- ・生計維持者の減少する事業収入等について、前年のその所得が0円以下であった場合
- ・懲戒解雇や令和元年中の離職、転職等が主な原因で収入が減少したことが明らかな場合

減免の対象となる介護保険料

令和元年度分および2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの。

申請に必要な書類

- ①介護保険料減免・徴収猶予申請書
- ②事業収入等の減収見込計算(申立)書
- ③減少することが見込まれる収入の令和元年分の所得・収入金額および合計所得がわかる書類 (確定申告書など)
- ④令和2年中の収入が減少したことがわかる書類(給与明細書または事業収入に係る収支台帳 (帳簿)など)
- ⑤主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる書類(医師の診断書など)
- ⑥生計維持者の事業収入等の減少を補填する保険金、損害賠償金等がある場合は、金額がわかる書類
- ⑦主たる生計維持者の退職や廃業がわかる書類(休業または廃業の届出書の写し若しくは退職証明書など)
- ⑧その他、上記以外の書類で収入の減少等の事実を確認できる書類
- ⑨申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)
- **※**⑤は(1)に該当する方のみ、(2)~(4)名よび(4)0。(5)0。に該当する方のみご提出ください。
- ※①および②は窓口で配布、または市のホームページよりダウンロードできます。
- ※手続きについては郵送による申請も可能です。

申請期限 3月31日(水)

申 高齢福祉課(内線 171) 笠間支所福祉課(内線 72134) 岩間支所福祉課(内線 73172)

問 高齢福祉課(内線 171)

2021-0121